

家庭ごみの分け方・出し方

自分の地区の収集日は、今号に折り込まれている分別収集日程表や市公式ホームページで確認してください。

問い合わせ先

- クリーンセンター ☎ (93) 4529
- 環境課リサイクル推進班 ☎ (93) 4946

可燃ごみ

庭で刈った草は、可燃ごみの袋に入れて出せますか。

刈った草は乾かして、土をよく落とし、可燃ごみとして出せます。クリーンセンターへ直接搬入するときは、透明な袋に入れてください。

ひとくちメモ

家庭が出す可燃ごみで一番多いのが生ごみで、その約80%が水分です。水切りをすることで、ごみの減量や悪臭・腐敗の防止につながります。

【水切りのポイント】

○野菜などの皮は洗う前にむき、水分を含んだものとは別にして、ザルに入れるなど水に濡らさないようにしましょう。

○野菜くずやお茶がらなどは、できるだけ乾燥させてから捨てましょう。

不燃ごみ

塗料缶・スプレー缶・ガスライターは、中身が残ったまま出せませんか。

出せません。塗料などの液体が入っているスプレー缶は、中身を使い切るか取り除いてから、ガスライターは使い切ってから出してください。

▼ひとくちメモ
粗大ごみは、収集場所には出せません。個別収集(有料)を申し込むか、クリーンセンターに直接搬入(100kgまで無料・超過分有料)してください。

○個別収集

- 500kgまで
- 1台3、240円
- 超過分5・4円/kg加算
- クリーンセンター直接搬入 100kgまで無料
- 超過分5・4円/kg加算

その他

新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、衣類、シーツ、毛布などの資源物は、どのように出したらいいですか。

自治会や子ども会などの資源回収運動を利用するか、クリーンセンターに直接搬入してください。

新聞は新聞販売店や古紙回収業者でも回収をしています。また、飲料用紙パックは、収集場所に出すか、スーパードに設置してある回収箱に出すこともできます。

住んでいる所の近くにごみ収集場所がない場合は、どのようにすればいいですか。

新規に「ごみ収集場所」を設置するには、原則として3戸以上の家庭で利用することを条件に設置できます。詳しくは、クリーンセンターに問い合わせてください。

また、既存の「ごみ収集場所」を利用するときには、地域の人たちが設置管理していますので、ルールを守って利用してください。

ごみの減量化にご協力を

市では、ごみの減量化のため、資源回収運動と生ごみ堆肥化を推進しています。資源回収運動や生ごみ堆肥化は、資源の有効活用や、市のごみ処理経費の削減にもつながります。

環境課リサイクル推進班 ☎ (93) 4946

資源回収運動に参加しましょう

■資源回収運動とは

皆さんが一定の日時や場所を決めて、リサイクルできる資源物を持ち寄り、直接業者に回収してもらう運動です。

ごみを分別し、資源回収に出すことで、資源をリサイクルできるほか、ごみ処理経費の削減にもつながります。分別と資源回収運動にご理解とご協力をお願いします。

■資源物

- 新聞 ○雑誌
- 段ボール
- 飲料用紙パック
- パッケージペーパー (お菓子箱、紙袋など)
- 衣類 ○シーツ ○毛布
- 飲料用アルミ缶
- ビール瓶
- 一升瓶(緑、茶色酒瓶)

■利用方法

資源回収運動を利用するときは、市環境課で最寄りの資源回収団体を紹介します。

■その他

資源回収団体(区、自治会、子ども会、PTAなど)に対し、回収量に応じて奨励金を交付しています。新規団体の登録も随時受け付けています。

生ごみ堆肥化容器等の購入費の一部助成

■対象

- 次の全ての要件を満たす人
- 市内に住所を有し、かつ、居住している(事業所などの法人を除く)
- 容器などを設置する場所がある
- 容器などを適正に維持管理できる
- 堆肥を自家処理できる

■容器の種類・助成金額など
堆肥化容器・コンポスト
購入費の2分の1、
1基当たり限度額 3千円

○電気式生ごみ処理機
購入費の2分の1、
1基当たり限度額 2万5千円

※助成金額は100円未満切り捨てで、1世帯に対する年度内の助成金額は、2万5千円が限度です。

※電気式生ごみ処理機の申請は、交付を受けた日から5年を経過しなければ、再び申請することはできません。ただし、「故障して使えなくなつた」などの理由は除きます。

■持ち物 領収書、カタログ(コピー可)、印鑑、通帳

■その他 申請後に職員が設置状況の確認に訪問します。

環境負荷の少ないまちづくりを

小型合併処理浄化槽設置補助金

市では、生活雑排水とし尿を一緒に処理する、小型合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

図・申込先 環境課環境衛生班 ☎ (93) 4945

湖沼や河川の汚染が社会問題になっていきます。これは、生活雑排水が未処理のまま道路側溝などへ流されていることが大きな原因です。

しかし、これらの問題は、合併処理浄化槽の設置で大きく改善されます。

単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽を使っている人は、合併処理浄化槽の設置を検討してみませんか。

なお、申請の受け付けは予算額に達した時点で終了します。



【対象区域】

- 下水道認可区域以外の区域
- 団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

■高度処理型設置補助

44万4千円〜96万3千円
次のいずれかの機能に該当する高度処理型の浄化槽設置に対する補助です。

- 放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下(N20型)
- 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下または総リン濃度1mg/ℓ以下(N10型・P型)

○放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下で総リン濃度1mg/ℓ以下(N&P型)

○放流水のBOD除去率97%以上で放流水のBOD5mg/ℓ以下(BOD型)

※高度処理型とは、汚水を浄化する能力が、より高度な小型合併処理浄化槽です。

■転換補助

- 単独転換 限度額18万円
- くみ取り転換 限度額10万円
- ※転換補助とは、既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置換えをするときの撤去費用に対する補助です。

■放流先がない場合の処理装置(蒸発散装置など)への補助
合併処理浄化槽と同時に蒸発散装置などを設置する場合、設置費用の3分の1(限度額20万円)の補助金を交付します。

【交付条件】

- 次の条件を全て満たす必要があります。
- 着工前の申請
- 自己居住用の住宅
- 浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置
- 住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている
- 市税を完納している